

〇キャッシュカードの1日あたりお振込限度額の改定について

平成29年1月13日

弊行では、個人（個人事業主さまを含む）のお客さまがキャッシュカードをご利用いただく際の「一日あたりのお振込限度額」をつぎのとおり引下げさせていただきます。

この取り扱いは、全国的に還付金詐欺等の特殊詐欺やキャッシュカードの偽造・盗難等の悪質な犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りすることを目的としています。

お客さまが、万が一詐欺等に遭われた際の被害を最小限に抑えるための措置でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改定日

平成29年2月6日（月）

対象の取引

個人・個人事業主のお客さま

※ 生体認証カードの取り扱いも含まれます。（法人キャッシュカードは除きます）

改定内容

ご利用場所	現行（平成29年2月5日まで） の1日あたりのお振込限度額	改定後（平成29年2月6日から） の1日あたりお振込限度額
弊行のATM （弊行幹事の共同ATM を含みます）	200万円 （生体認証カードの場合は 500万円）	<u>100万円</u>

1日あたりのお振込限度額（100万円）を超えるお取引をご希望される場合について

所定のお手続きにより、お振込限度額を上げることができます。その際はお手数ですが、最寄りの本支店窓口でお手続きをお申し付けください。なお、改定日前でもお手続きは可能です。

お手続きに際しての必要書類はつぎのとおりとなります。

- ・ 対象となる預金通帳またはキャッシュカード
- ・ 対象となる預金口座のお届出印鑑
- ・ 免許証等ご本人さまの確認資料